

【交付書面】
(証券コード 8203)
2025年5月1日

株 主 各 位

福岡市東区松田一丁目5番7号
株式会社ミスターマックス・ホールディングス
代表取締役社長 平野能章

第76回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り有難く厚く御礼申し上げます。

さて、当社第76回定時株主総会を下記のとおりに開催いたしますので、ご通知申し上げます。

本株主総会の招集に際しては、株主総会参考書類等の内容である情報（電子提供措置事項）について電子提供措置をとっており、インターネット上の以下のウェブサイトに掲載しておりますので、いずれかのウェブサイトアクセスのうえ、ご確認くださいませようお願い申し上げます。

当社ウェブサイト

https://www.mrmxhd.co.jp/ir/stockholder_meeting/



東京証券取引所ウェブサイト（東証上場会社情報サービス）

<https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show>

（上記の東証ウェブサイトへアクセスいただき、「銘柄名（会社名）」に「ミスターマックス・ホールディングス」又は「コード」に当社証券コード「8203」を入力・検索し、「基本情報」「縦覧書類/PR情報」を順に選択して、「縦覧書類」にある「株主総会招集通知/株主総会資料」欄よりご確認ください。）



なお、当日ご出席されない場合は、インターネット等又は書面（郵送）によって議決権を行使することができますので、お手数ながら株主総会参考書類をご検討のうえ、2025年5月21日（水曜日）午後6時までに議決権を行使していただきますようお願い申し上げます。

【インターネット等による議決権行使の場合】

後述記載の「インターネット等による議決権行使のご案内」をご確認くださいますと、画面の案内にしたがって、上記の行使期限までに議案に対する賛否をご入力ください。

【書面（郵送）による議決権行使の場合】

本招集ご通知とあわせてお送りする議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示のうえ、前頁の行使期限までに到着するようご返送ください。

敬 具

記

1. 日 時 2025年5月22日（木曜日）午前10時
2. 場 所 福岡県福岡市中央区渡辺通二丁目1番82号
電気ビル共創館4階 みらいホール
（末尾の会場ご案内図をご参照ください）
3. 目的事項
報告事項
 1. 第76期（2024年3月1日から2025年2月28日まで）事業報告、連結計算書類並びに会計監査人及び監査等委員会の連結計算書類監査結果報告の件
 2. 第76期（2024年3月1日から2025年2月28日まで）計算書類報告の件
- 決議事項
 - 第1号議案 剰余金の処分の件
 - 第2号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）2名選任の件
4. 招集にあたっての決定事項（議決権行使についてのご案内）
 - (1)書面（郵送）により議決権を行使された場合の議決権行使書において、各議案に対する賛否の表示がない場合は、賛成の表示があったものとしてお取り扱いいたします。
 - (2)インターネット等により複数回、議決権を行使された場合は、最後に行われた議決権行使を有効なものとしてお取り扱いいたします。
 - (3)インターネット等と書面（郵送）により重複して議決権を行使された場合は、到着日時を問わず、インターネット等による議決権行使を有効なものとしてお取り扱いいたします。

以 上

- ~~~~~
- ◎当日ご出席の際は、お手数ながら本招集ご通知とあわせてお送りする議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
 - ◎電子提供措置事項に修正が生じた場合は、前頁のインターネット上の当社ウェブサイト及び東証ウェブサイトにおいて、その旨、修正前及び修正後の事項を掲載いたします。
 - ◎お土産はご用意しておりませんので、あらかじめご了承ください。
 - ◎車椅子にてご来場の株主様には、会場内に専用スペースを設けております。ご来場の際には、会場スタッフのご案内いたします。
 - ◎今後の状況に応じて株主総会の運営に変更が生ずる場合は、前頁の当社ウェブサイトにてお知らせいたします。

事業報告

第76期 (2024年3月1日から
2025年2月28日まで)

1. 企業集団の現況に関する事項

(1) 事業の経過及び成果

当連結会計年度における営業収益（売上高＋不動産賃貸収入＋その他の営業収入）は1,365億69百万円（前期比105.4％）、営業利益は38億23百万円（前期比126.6％）、経常利益は37億82百万円（前期比130.0％）、親会社株主に帰属する当期純利益は24億77百万円（前期比101.4％）と増収増益となりました。

当社グループは「普段の暮らしをより豊かに、より便利に、より楽しく」という経営理念のもと、総合ディスカウントストアとして、生活必需品を中心とした商品を毎日低価格で販売するエブリデイ・ロープライス（EDLP）を徹底し、EDLPを支えるエブリデイ・ローコスト（EDLC）に注力してまいりました。2024年11月には「ミスターマックスサンリブ古賀店」（福岡県古賀市）をオープンし、期末の店舗数は57店舗となりました。また、既存店の更なる収益力向上とお客様の利便性を高めるため、10店舗の改装を実施しました。

2023年3月に開始したオンラインストアでは、福岡県内における即日配送サービスの提供エリアを拡大するとともに、検索機能の改善などを実施し、お客様の利便性の向上に取り組みました。その結果、登録者数は30万人を突破しました。また、DX戦略の一環として、セルフレジの導入拡大ならびに、従業員の業務効率向上を進めております。

当期の全店売上高は1,313億31百万円（前期比105.5％）と過去最高となりました。商品別では、市場の品不足により需要が高まった米において、積極的な集荷活動が奏功し、売上が大幅に増加しました。また、節約志向の高まりを反映し価格訴求を行った、衣類用洗剤、ペットフード、加工食品などの売上が好調に推移しました。

プライベートブランド（PB）商品については、家電メーカーの旧材を当社専用機種として販売するリバイバルモデルに取り組んだ大型家電製品が売上を大きく伸ばしました。さらに、紙製品や食品などの新商品の販売、既存商品のリニューアルに取り組んだことで、前期比114.3％となり、売上高構成比は前期に比べ1.6％増加し、20.9％となりました。これらの結果、既存店売上高前期比は105.4％となりました。

荒利益高は287億59百万円（前期比106.7％）と、売上高の伸長が荒利益高の増加に繋がりました。荒利益率の高いPB商品の売上が伸びた結果、荒利益率は前期に比べ0.3％増加し、21.9％となりました。

コスト面では、賃金の上昇により人件費は増加しましたが、業務効率の改善によっ

て作業時間を前年より削減し、増加分を最小限にとどめることができました。また、キャッシュレス決済の利用は引き続き増加傾向にあるものの、決済手数料について料率交渉を行った結果、コストへの影響を抑えることができました。これらの取り組みにより、販売費及び一般管理費は301億74百万円（前期比104.1%）となりました。

これからも「暮らしを豊かにする企業」として挑戦を続け、ディスカウントストアの枠を超えた新たな価値を創造し、皆様の生活をより豊かで便利にする「暮らしのエンパワメント（あと押し）・カンパニー」を目指してまいります。

当連結会計年度の営業収益の内訳は次のとおりであります。

（百万円未満切捨）

部 門					第76期	前期比（%）
家				電	19,236	110.5
ア	パ	レ		ル	6,843	102.5
ラ	イ	フ	ス	タ	17,314	101.5
ホ	ー	ム	リ	ビ	11,983	103.6
H			B	C	26,467	103.7
食				品	49,815	107.1
そ			の	他	0	101.4
消				去	△330	-
売	上	高		計	131,331	105.5
不	動	産	賃	貸	3,978	103.0
そ	の	他	の	営	1,259	105.5
営	業	収	益		136,569	105.4

（注）1. 部門ごとの主な事業内容については「(7) 主要な事業内容」に記載しております。

2. 「消去」は売上高全体より控除する変動対価等です。

（2）設備投資の状況

当連結会計年度に実施いたしました設備投資の総額は21億67百万円で、その主なものは次のとおりであります。

事業所名	投資金額	設備の内容
本部	563百万円	サーバ・ソフトウェア
ミスターマックス湘南藤沢店	151百万円	店舗改装
ミスターマックスサンリブ古賀店	140百万円	新規出店
ミスターマックス千葉美浜店	111百万円	店舗改装
ミスターマックス町田多摩境店	106百万円	店舗改装

(3) 資金調達状況

当連結会計年度において、銀行借入により20億円、社債の発行により15億円を調達する一方、銀行借入61億20百万円を返済、社債4億36百万円を償還いたしました。

これらの結果、当連結会計年度において有利子負債残高は30億56百万円減少いたしました。

なお、当社は運転資金の確保及び財務基盤の安定性向上のために、機動的な資金調達手段を確保することを目的として主要取引金融機関4行と総額60億円のコミットメントライン契約を締結しております。

(4) 対処すべき課題

当社を取り巻く環境は、人口動態の変化、小売業態の垣根を超えた企業間競争が一層厳しさを増しております。このような状況下で、お客様の嗜好の変化に対応するとともに、物価の上昇や人件費の高騰といった課題に直面する中、生産性の向上やコスト削減が重要となっております。

このような環境下で、当社グループは、経営理念である「普通の暮らしをより豊かに、より便利に、より楽しく」を実現するべく、毎日低価格で提供し続けるとともに売上高営業利益率を重要な経営指標と捉え、ローコスト運営に注力しています。

さらに、ミスターマックスに関わるすべてのステークホルダーに、「より良い明日」を届けるべく、「暮らしのエンパワメント（あと押し）・カンパニー」として、豊かで便利で楽しい未来の実現を目指してまいります。

特に以下の項目を対処すべき課題として取り組んでまいります。

① エブリデイ・ロープライス（EDLP）及びエブリデイ・ローコスト（EDLC）の徹底
品質と価格のバランスがとれた「価値ある安さ」を実現する商品の調達と開発に加え、単品集中販売による圧倒的な低価格を実現し、「売れて儲かる商品」でEDLPを展開してまいります。また、本部業務の削減とともに、店舗においては、納品計画や商品の陳列方法の見直しにより、さらなる生産性の向上に努め、EDLPを支えるEDLCを徹底してまいります。

② お客様に支持される店舗の開発

出店においては、店舗立地の特性に応じて、小型から大型までの多様な面積と最適な品揃えに対処できる店づくりを行ってまいります。改装においては、品揃えの見直しと販売什器の更新などを行い、買い物のしやすさを追求することに加え、従業員の店内作業の改善に注力してまいります。

③ 市場の変化へ対応

市場の変化へ対応するため、DX（デジタルトランスフォーメーション）を推し進めてまいります。その一環として、オンラインストアを既存店やアプリと組み合わせ、お客様の利便性向上を図っております。また、本部及び店舗においては、DXによる業務の効率化に取り組んでまいります。

④ 中長期的な成長を支える人材育成

当社は人材を資本として捉え、その価値を最大限に引き出すことに注力しております。社外セミナーへの派遣や定期的な面談による従業員のモニタリング、さらに男性の育児休暇取得を推進するなどの働きやすい環境づくりを行い、当社と従業員の中長期的な成長を実現する取り組みを進めてまいります。

⑤ 持続可能な社会づくりへの貢献

7つの重要課題（マテリアリティ）を特定し、資源保護、地域社会のインフラとしての価値提供、多様な人材の採用と育成、働きやすい企業風土、リスクマネジメントの強化などに取り組んでおります。持続可能な社会づくりに貢献する活動をさらに推進してまいります。

(5) 財産及び損益の状況の推移

区 分	第73期 (2022年2月期)	第74期 (2023年2月期)	第75期 (2024年2月期)	第76期 (当連結会計年度) (2025年2月期)
営 業 収 益 (百万円)	124,831	126,904	129,570	136,569
経 常 利 益 (百万円)	4,346	4,523	2,908	3,782
親会社株主に帰属する 当期純利益 (百万円)	2,853	3,427	2,444	2,477
1株当たり当期純利益 (円)	85.97	103.19	73.53	74.45
総 資 産 (百万円)	82,216	81,932	83,511	83,199
純 資 産 (百万円)	29,706	32,452	34,129	36,058
1株当たり純資産額 (円)	894.76	976.82	1,026.47	1,083.21

(注) 1. 1株当たり当期純利益は、自己株式数を控除した期中平均発行済株式総数により算出しております。

2. 1株当たり純資産額は、自己株式数を控除した期末発行済株式総数により算出しております。

(6) 重要な親会社及び子会社の状況

- ① 親会社の状況
該当事項はありません。

② 重要な子会社の状況

会社名	本店所在地	資本金	当社の議決権比率	主な事業内容
株式会社 ミスターマックス	福岡県福岡市	10百万円	100%	ディスカウントストア 事業
株式会社 ロジディア	福岡県福岡市	10百万円	100%	物流事業

(7) 主要な事業内容（2025年2月28日現在）

- ① 家電 テレビ等の映像機器、オーディオ、通信機器、冷蔵庫等の
 台所用家電品、洗濯機等の家事用家電品、照明用品、エア
 コン等の季節家電品、時計等の販売
- ② アパレル 実用衣料品、子供・ベビー衣料品、紳士衣料品、婦人衣料
 品、シューズ、服飾雑貨品等の販売
- ③ ライフスタイル ペット用品、自転車、スポーツ用品、カー用品、玩具、文
 具、園芸・DIY用品等の販売
- ④ ホームリビング 台所用品、日用雑貨品、インテリア・収納用品等の販売
- ⑤ HBC (Health 洗剤・化粧品、紙綿、医薬品等の販売
and Beauty Care)
- ⑥ 食品 菓子、飲料、加工食品、米、酒、日配食品等の販売
- ⑦ ショッピングセンター運営による店舗賃貸

(8) 主要な事業所 (2025年2月28日現在)

①当社 本社 福岡市東区松田
東京本部 東京都港区芝大門
店舗57店

県 名	店 舗 数	店 舗 名(所在地)		
福 岡 県	25	・ 長住店(福岡市南区) ※宗像店(宗像市) ・ 飯塚花瀬店(飯塚市) ・ 土井店(福岡市東区) ※橋本店(福岡市西区) ※春日店(春日市) ・ 小倉本店(北九州市小倉北区) ・ Select宇美店(糟屋郡) ・ サンリブ古賀店(古賀市)	・ Select野芥店(福岡市早良区) ※田川バイパス店(田川市) ・ 久留米インター店(久留米市) ※八幡西店(北九州市八幡西区) ・ 筑紫野店(筑紫野市) ・ 吉塚店(福岡市東区) ・ Select美野島店(福岡市博多区) ・ Select福津店(福津市)	・ 大野城店(大野城市) ・ 粕屋店(糟屋郡) ※本城店(北九州市八幡西区) ※大牟田店(大牟田市) ・ Select篠栗店(糟屋郡) ・ 姪浜店(福岡市西区) ・ 八幡東店(北九州市八幡東区) ・ 糸島店(糸島市)
大 分 県	2	※宇佐店(宇佐市)	・ 西大分店(大分市)	
熊 本 県	5	※松橋店(宇城市) ※熊本インター店(熊本市)	※山鹿店(山鹿市) ・ 熊本北店(熊本市)	・ 熊本南店(熊本市)
佐 賀 県	4	※北茂安店(三養基郡) ・ 唐津店(唐津市)	・ 佐賀店(佐賀市)	・ 伊万里店(伊万里市)
宮 崎 県	1	※日向店(日向市)		
長 崎 県	2	※長崎店(長崎市)	※時津店(西彼杵郡)	
山 口 県	4	・ 末武店(下松市) ※山口店(山口市)	※宇部店(宇部市)	※柳井店(柳井市)
広 島 県	2	・ 八本松店(東広島市)	・ 新神辺店(福山市)	
岡 山 県	1	・ 岡山西店(岡山市)		
群 馬 県	2	※倉賀野店(高崎市)	※伊勢崎店(伊勢崎市)	
埼 玉 県	2	・ 南桜井店(春日部市)	・ 所沢店(所沢市)	
茨 城 県	2	※取手店(取手市)	・ 守谷店(守谷市)	
千 葉 県	3	※新習志野店(習志野市)	※おゆみ野店(千葉市)	・ 千葉美浜店(千葉市)
東 京 都	1	※町田多摩境店(町田市)		
神 奈 川 県	1	※湘南藤沢店(藤沢市)		

(注) 1. 上記には当社子会社の拠点も含めております。
2. ※印の店舗は当社が開発したショッピングセンター内に出店しております。
3. 当連結会計年度において、新たにサンリブ古賀店(福岡県古賀市)を開店いたしました。

②株式会社ミスターマックス 本社 福岡市東区松田
東京本部 東京都港区芝大門

③株式会社ロジディア	本社	福岡市東区松田
	福岡物流センター	福岡県糟屋郡久山町
	千葉物流センター	千葉県野田市
	広島物流センター	広島県東広島市

(9) 従業員の状況（2025年2月28日現在）

① 企業集団の従業員の状況

従業員数	前期末比増減
689名(1,678名)	19名減(5名減)

(注)従業員数は就業人員であり、臨時従業員は、年間の平均人員を（ ）内に外数で記載しております。

② 当社の従業員の状況

従業員数	前期末比増減	平均年齢	平均勤続年数
91名(20名)	16名増(2名減)	43.6歳	16.7年

(注)従業員数は就業人員であり、臨時従業員は、年間の平均人員を（ ）内に外数で記載しております。

(10) 主要な借入先の状況（2025年2月28日現在）

① 主要な借入先

借入先	借入額残高
株式会社西日本シティ銀行	4,493百万円
株式会社福岡銀行	3,857
シンジケートローン	2,625
株式会社北九州銀行	1,872
株式会社三菱UFJ銀行	976

(注)シンジケートローンは株式会社福岡銀行を主幹事とする4金融機関からの協調融資によるものです。

② コミットメントライン契約

主要取引金融機関4行と総額60億円のコミットメントライン契約を締結しております。なお、当連結会計年度末において当該契約に基づく実行残高はありません。

2. 会社の株式に関する事項（2025年2月28日現在）

- (1) 発行可能株式総数 80,000,000株
 (2) 発行済株式の総数 39,611,134株（自己株式 6,322,620株を含む）
 (3) 株主数 11,442名
 (4) 大株主の状況（上位10名）

株 主 名	持株数（千株）	持株比率（％）
株 式 会 社 W a i z H o l d i n g s	8,613	25.88
日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口）	3,412	10.25
ミ ス タ ー マ ッ ク ス 取 引 先 持 株 会	2,774	8.33
有 限 会 社 H I R A N O M a n a g e m e n t	1,475	4.43
株 式 会 社 福 岡 銀 行	1,414	4.25
M r M a x H D 社 員 持 株 会	1,208	3.63
株 式 会 社 日 本 カ ス ト デ ィ 銀 行 （ 信 託 口 ）	1,000	3.00
平 野 淳 子	701	2.11
株 式 会 社 西 日 本 シ テ ィ 銀 行	510	1.53
ア イ リ ス オ ー ヤ マ 株 式 会 社	500	1.50

（注）1. 持株比率は自己株式（6,322,620株）を控除して計算しております。

2. 自己株式は上記大株主からは除外しております。

(5) 当事業年度中に職務執行の対価として当社役員に対し交付した株式の状況

	株 式 数	交 付 対 象 者 数
取締役（監査等委員であるもの及び社外取締役を除く）	20,000株	2名

（注）当社の株式報酬の内容につきましては、事業報告「3. (4)取締役（監査等委員を除く）及び監査等委員である取締役の報酬等」に記載しております。

3. 会社役員に関する状況

(1) 取締役の状況（2025年2月28日現在）

会社における地位	氏 名	担 当 及 び 重 要 な 兼 職 の 状 況
代 表 取 締 役 社 長	平 野 能 章	最高経営責任者兼最高執行責任者 (重要な兼職の状況) 株式会社ミスターマックス代表取締役社長
取 締 役 執 行 役 員	小 田 康 徳	株式会社ロジディア取締役
取締役(常勤監査等委員)	宮 崎 隆	
取締役(監査等委員)	家 永 由 佳 里	弁護士 TOTO株式会社社外取締役監査等委員
取締役(監査等委員)	西 村 豊	オルソリパース株式会社社外取締役 株式会社TSIホールディングス社外取締役
取締役(監査等委員)	岡 部 麻 子	公認会計士 平田機工株式会社社外取締役監査等委員 株式会社ゼンリン社外取締役

- (注) 1. 監査等委員である取締役の家永由佳里氏、西村豊氏、岡部麻子氏は、社外取締役であります。
2. 監査等委員である取締役の家永由佳里氏は、弁護士の資格を有しており、企業法務に関する相当程度の知見を有するものであります。
3. 監査等委員である取締役の西村豊氏は、企業経営全般への見識と小売業界に関する相当程度の知見を有するものであります。
4. 監査等委員である取締役の岡部麻子氏は、公認会計士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
5. 当社は、監査等委員の監査・監督機能を強化し、日常的な情報収集及び重要な社内会議への出席による情報共有並びに内部監査部門と監査等委員会との十分な連携を可能にするため、宮崎隆氏を常勤の監査等委員として選定しております。
6. 当社は、監査等委員である取締役家永由佳里氏、西村豊氏、岡部麻子氏の3名を、株式会社東京証券取引所及び証券会員制法人福岡証券取引所の定めに基づく独立役員として、両取引所に届け出ております。

(2) 責任限定契約の内容の概要

当社と各監査等委員である取締役は、会社法第423条第1項に定める損害賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく損害賠償請求の限度額は、同法第425条第1項に定める額としております。

(3) 役員責任賠償保険（D＆O保険）の内容の概要

当社は、取締役を被保険者として、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しており、被保険者がその職務の執行に関し責任を負うこと、または当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害を当該保険により填補することとしております。なお、保険料は全額を当社が負担しております。

当該保険の契約期間は2024年10月からの1年間であり、当該期間の満了前に取締役会において決議のうえ、これを更新する予定であります。

(4) 取締役（監査等委員を除く）及び監査等委員である取締役の報酬等

① 役員報酬等の内容の決定に関する方針等

当社は、2024年5月23日開催の取締役会において、取締役の個人別の報酬等の内容にかかる決定方針を決議しております。

当該取締役会の決議に際しては、あらかじめ決議する内容について指名・報酬諮問委員会にて諮問し、答申を受けております。

また、取締役会は、当事業年度に係る取締役の個人別の報酬等について、報酬等の内容の決定方法及び決定された報酬等の内容が取締役会で決議された決定方針と整合していることや、指名・報酬諮問委員会からの答申が尊重されており、当該決定方針に沿うものであると判断しております。

取締役の個人別の報酬等の内容にかかる決定方針の内容は次のとおりです。

a. 報酬決定の方針

取締役（監査等委員を除く）の報酬は、下記の【考え方】のとおり、優秀な人材を確保するとともに、業績の向上及び企業価値の増大に対する各取締役（監査等委員を除く）へのインセンティブ効果が発揮されるよう、職責と業績への貢献実績に応じて基本報酬及び賞与等の額を決定することを基本方針としており、更に、コーポレートガバナンス・コード【原則4-2】に基づき、譲渡制限付株式を付与することとし、指名・報酬諮問委員会の答申結果を最大限に尊重して、総合的に検討します。

【考え方】

- ・優秀な人材を確保するに相応しい報酬水準とする
- ・業績達成の動機付けとなる業績連動性のある報酬制度とする
- ・中長期的な目標達成に対する貢献意欲の向上と投資家とのエンゲージメントを促進する
- ・客観的な視点、定量的な枠組みに基づき、透明性を担保した報酬とする

b. 基本報酬（金銭報酬）の個人別の報酬等の額の決定に関する方針

（報酬等を与える時期または条件の決定に関する方針を含む。）

取締役（監査等委員を除く）の基本報酬は、月額固定報酬とし、同業種や同規模の民間企業における役員報酬水準及び当社従業員の給与水準を参考に役職者ごとの報酬レンジを定め、役職に基づく夫々の職務と責任の範囲、個人別評価、及び業績評価を総合的に勘案して決定します。

c. 業績連動報酬等の内容及び額または数の算定方法の決定に関する方針

（報酬等を与える時期または条件の決定に関する方針を含む。）

取締役（監査等委員を除く）の業績連動報酬等は、事業年度ごとの業績向上に対する意識を高めるため業績に連動した役員賞与支給ガイドラインの条件を全て満たした場合、現金報酬にて毎年、一定の時期に支給します。また、各取締役（監査等委員を除く）への役員賞与支給額は、取締役（監査等委員を除く）の金銭報酬額（年額300百万円以内）から月額の固定報酬を除いた金額上限の範囲内で、当該事業年度における業績達成度に応じて賞与原資を算出の上、各取締役（監査等委員を除く）の個人別評価に基づき決定します。役員賞与支給ガイドラインの条件は、適宜、環境の変化に応じて指名・報酬諮問委員会の答申を踏まえた見直しを行うものとします。

【賞与支給ガイドライン】

- ・事業年度が求める営業利益率目標を上回ること
- ・事業年度が求めるROE目標を上回ること
- ・営業キャッシュ・フローがプラスであること
- ・年間を通じて安定的な配当ができること

d. 非金銭報酬等の内容及び額または数の算定方法の決定に関する方針

当社の中長期的な企業価値及び株主価値の持続的な向上を図るインセンティブを付与するため、取締役（監査等委員を除く）には、非金銭報酬として譲渡制限付株式（譲渡制限期間3～50年間）を付与します。各取締役（監査等委員を除く）への譲渡制限付株式の付与数は、役職に基づく夫々の職務と責任の範囲、個人別評価、及び業績評価を総合的に勘案して算定するものとし、支給時期と合わせて、株主総会終了後の一定期間以内の取締役会にて決定します。

e. 金銭報酬の額、業績連動報酬等及び非金銭報酬等の額の報酬全体に占める割合の決定に関する方針

取締役（監査等委員を除く）の種類別の報酬割合については、業績連動報酬等の支給がある場合、固定の金銭報酬である基本報酬、業績連動報酬等である賞与、非金銭報酬等である譲渡制限付株式報酬の割合が業績目標を100%達成した時においておよそ70%：20%：10%となるように支給します。尚、業績連動報酬等は、業績評価によって報酬全体に占める割合は、約40%～0%の範囲内で設定します。

f. 個人別の報酬等の内容の決定の方法

取締役（監査等委員を除く）の報酬は、4名の取締役（委員長及び半数の委員は社外取締役）で構成された指名・報酬諮問委員会の答申を受け、取締役会にて決定します。

監査等委員である取締役の個別の報酬額については監査等委員である取締役の協議により決定します。

g. 取締役（監査等委員を除く）及び監査等委員である取締役の報酬に関する株主総会の決議内容

取締役（監査等委員を除く）の報酬額については、2022年5月26日開催の第73回定時株主総会において、取締役（監査等委員を除く）の金銭報酬額の上限を、年額300百万円、譲渡制限付株式報酬の額を年額100百万円以内と決議いたしております。当該定時株主総会終結時点の取締役（監査等委員を除く）の員数は2名です。

監査等委員である取締役の報酬額については、2022年5月26日開催の第73回定時株主総会において、監査等委員である取締役の金銭報酬額の上限を、年額100百万円と決議いたしております。当該定時株主総会終結時点の監査等委員である取締役の員数は4名（うち社外取締役は3名）です。

② 取締役の報酬等の総額

区 分	報酬等の総額 (百万円)	報酬等の種類別の総額 (百万円)			対象となる役員の員数(名)
		基本報酬	業績連動報酬等	非金銭報酬等	
取締役 (監査等委員を除く) (うち社外取締役)	127 (-)	114 (-)	- (-)	13 (-)	2 (-)
監査等委員である取締役 (うち社外取締役)	33 (19)	33 (19)	- (-)	- (-)	5 (4)
合 計 (うち社外役員)	160 (19)	147 (19)	- (-)	13 (-)	7 (4)

(注) 1. 使用人兼務取締役はおりません。

2. 上記員数及び報酬の額には、2024年5月23日任期満了により退任した監査等委員である取締役1名(うち社外取締役1名)を含んでおります。

3. 取締役(監査等委員を除く)に対する非金銭報酬等の総額の内訳は譲渡制限付株式報酬13百万円です。

(5) 社外役員に関する事項

① 重要な兼職先と当社との関係

氏 名	兼 職 先	兼 職 内 容	当 該 他 の 法 人 と の 関 係
家 永 由佳里	徳永・松崎・斉藤 法律事務所	弁護士	当社と兼職先との間には重要な取引その他の関係はありません。
	TOTO株式会社	社外取締役 監査等委員	当社と兼職先との間には重要な取引その他の関係はありません。
西 村 豊	オルソリバース株式会社	社外取締役	当社と兼職先との間には重要な取引その他の関係はありません。
	株式会社TSIホールディングス	社外取締役	当社と兼職先との間には重要な取引その他の関係はありません。
岡 部 麻 子	岡部麻子公認会計士事務所	公認会計士	当社と兼職先との間には重要な取引その他の関係はありません。
	平田機工株式会社	社外取締役 監査等委員	当社と兼職先との間には重要な取引その他の関係はありません。
	株式会社ゼンリン	社外取締役	当社と兼職先との間には重要な取引その他の関係はありません。

② 当事業年度における主な活動状況

区 分	氏 名	主 な 活 動 状 況 及 び 社外取締役 に期待される役割 に関して行った職務の概要
取 締 役 (監査等委員)	家 永 由佳里	当事業年度開催の取締役会14回のすべて、及び監査等委員会13回のすべてに出席いたしました。主に弁護士としての専門的見地からの発言（期待される役割に沿ったものを含む）を適宜行っております。
取 締 役 (監査等委員)	西 村 豊	当事業年度開催の取締役会14回のすべて、及び監査等委員会13回のすべてに出席いたしました。主に企業経営全般に関する豊富な見識と小売業界に関する豊富な知見をふまえた発言（期待される役割に沿ったものを含む）を適宜行っております。
取 締 役 (監査等委員)	岡 部 麻 子	2024年5月23日就任以降に開催された取締役会10回のすべて、及び監査等委員会10回のすべてに出席いたしました。主に公認会計士としての専門的見地からの発言（期待される役割に沿ったものを含む）を適宜行っております。

(注) 当事業年度開催の取締役会は14回、監査等委員会は13回であります。

4. 会計監査人の状況

(1) 会計監査人の名称 EY新日本有限責任監査法人

(2) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

① 当社の当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額
公認会計士法（昭和23年法律第103号）第2条第1項の業務の報酬等の額 41百万円

② 当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益等の合計額 41百万円

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当社の当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。
2. 監査等委員会は、日本監査役協会が公表する「会計監査人との連携に関する実務指針」を踏まえ、取締役、社内関係部署より入手した必要な資料ならびに会計監査人が提出した監査計画の妥当性や適切性等を確認し、報酬見積の算定根拠や算定内容を精査した結果、当該報酬は相当、妥当であることを確認の上、会計監査人の報酬等につき、会社法第399条第1項の同意を行っております。
3. 上記のほか、当社は、会計監査人と同一のネットワークに属するEYストラテジー・アンド・コンサルティング株式会社に対して、コンサルティング業務報酬として、28百万円を支払っております。

(3) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査等委員会は、会計監査人が会社法や公認会計士法等に違反・抵触した場合及び会計監査人の監査品質、独立性等により職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。

また、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査等委員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、監査等委員会が選定した監査等委員は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨及びその理由を報告いたします。

なお、取締役会が、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、会計監査人の解任又は不再任を株主総会の会議の目的とすることを監査等委員会に請求し、監査等委員会はその適否を判断した上で、株主総会に提出する議案の内容を決定いたします。

5. 業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況の概要

1. 取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他業務の適正を確保するための体制

当社は、内部統制システム構築の基本方針を以下のように定めております。

I. 基本方針

当社グループは、企業活動を展開していくに当たって、法令を遵守し、社会倫理に従って行動するという観点から、役員及び従業員が守るべき行動規範として、「ミスターマックス行動規範」を制定しております。

当社は、この行動規範に則り、適正な業務運営のための体制を整備し、運用していくことが重要な経営の責務であると認識し、以下の内部統制システムを構築しております。

当社は、今後とも、内外環境の変化に応じ、一層適切な内部統制システムを整備すべく、努めてまいります。

II. 会社法及び会社法施行規則に定める内部統制システムの体制整備に必要とされる各条項に関する項目

1. 取締役の職務に関する体制

(1) 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

(会社法施行規則第110条の4第2項第1号)

① 社内規程（文書取扱いマニュアル）に則り適切に保存・管理する。

② 監査等委員は、これらの文書を、随時閲覧できるものとする。

(2) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

(会社法施行規則第110条の4第2項第3号)

① 当社は、社長以下取締役（社外取締役、及び監査等委員である社外取締役を除く）、執行役員によって構成される経営会議を設け、取締役会の決議事項その他経営上の重要な事項について、十分な議論を尽くし審議を行う。

② 当社は、経営の重要事項に関する意思決定機関及び監督機関として取締役会を設け、月1回以上開催し、重要な経営事項について十分な検討を行い、迅速な意思決定と効率的な職務執行を行う。

③ 取締役会において、月次・四半期業績の観察・分析・判断をして、改善・改革を行う。

④ 当社は、取締役、及び執行役員の指名・報酬等に係る評価・決定プロセスの透明性及び客観性を担保することにより、取締役会の監督機能の強化、コーポレート・ガバナンス体制の充実を図るため、取締役会の諮問機関として指名・報酬諮問委員会を設置する。

当委員会は、社外取締役を委員長とし、社外取締役が半数以上を占める構成とし、取締役・執行役員候補者の指名及び取締役・執行役員の報酬等について審議した結果を取締役会へ答申する。

2. リスク管理体制

損失の危険の管理に関する規程その他の体制

(会社法施行規則第110条の4第2項第2号)

(1) 取締役会によるリスク管理

定例取締役会において、営業状況、資金繰りを含めた財務状況、店舗開発の進捗状況が報告されるほか、必要に応じて臨時取締役会を開催し、リスクへの早期対応を行う。

(2) 内部監査部門

監査部を設置し、監査等委員及び監査等委員会と連携を図りながら、内部統制の観点から各部門の業務の適法性及び妥当性について監査を実施する。監査部員が、各店舗及び本部の各部署を定期的に監査し、リスクの存在を早期に発見し、業務執行責任者である取締役へ急報できる体制を整備する。

(3) 緊急事態への対応

緊急事態対応マニュアルを、各部署及び幹部社員の自宅に常備し、早期に対応策本部を設置できる体制を整える。

(4) 「コンプライアンス委員会」

「コンプライアンス委員会」は、リスクマネジメントの機能を持ち、リスクマネジメント規程に則り、当社グループにおける損失の発生を未然に防止または最小化に取り組む。

加えて、当社グループの事業の継続及び安定的発展を確保することを目的とし、企業の持続的成長を脅かすあらゆるリスクに関する定期的な議論を行い、リスクの識別、評価及び軽減策の策定から実施状況のモニタリングまでを実施する。

3. コンプライアンス（社会規範、倫理、法令及び定款の遵守）体制

取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

(会社法第399条の13第1項第1号ハ、会社法施行規則第110条の4第2項第4号)

(1) 「コンプライアンス委員会」

当社のコンプライアンス体制構築とその徹底、推進並びに法令等や行動規範に違反する行為に対処するため、社長を委員長とするコンプライアンス委員会を組織する。当委員会は、取締役及び執行役員、社員、さらに弁護士を含む外部メンバーから成る常任委員と、各部門長及び店長から成る推進委員によって構成され、コンプライアンス精神の全社への周知徹底を図る。

(2) 内部監査部門

監査部が、本部・店舗における職務の遂行状況の監査を内部監査規程に則り実施し、業務執行責任者である取締役に報告の上、改善指導を行い、さらに改善状況についての監査を実施する。

(3) ヘルプラインの活用

社内外に設置しているミスターマックス コンプライアンス・ヘルプライン

において、リスク・法令違反などの情報を受け付け、コンプライアンス委員会へ報告の上、適切な是正措置を図る。

4. 企業集団のコーポレート・ガバナンス体制

当該株式会社並びにその親会社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

(会社法施行規則第110条の4第2項第5号)

- (1) 当社は、当社の子会社に対しても「ミスターマックス行動規範」を適用し、その理念の共有を図る。
- (2) 子会社の営業・財務状況等を日々確認できる体制を構築しており、取締役会において子会社の業務執行についての報告を受けている。
- (3) 子会社の経営に係る一定の重要な事項については、当社の取締役会で承認を得ることとしている。
- (4) 当社は、上記の報告・決裁体制を通じて、グループ全体の経営状況を把握し、業務の適正の確保、リスク管理を徹底している。
- (5) 当社は、子会社の自主性を尊重し、事業内容・規模を考慮しつつ、コーポレート部門の業務を適切に支援し、子会社の取締役等が効率的に職務執行できる体制を構築している。
- (6) 内部監査部門は、内部監査計画に則って、定期的に子会社の内部監査を実施している。

5. 監査等委員会の職務に関する体制

- (1) 監査等委員及び監査等委員会の職務を補助する体制及びその独立性
監査等委員会の職務を補助すべき取締役及び使用人（「補助使用人等」）に関する事項

(会社法施行規則第110条の4第1項第1号)

補助使用人等の監査等委員以外の取締役からの独立性に関する事項

(会社法施行規則第110条の4第1項第2号)

監査等委員会の補助使用人等に対する指示の実効性の確保に関する事項

(会社法施行規則第110条の4第1項第3号)

- ① 総務部内に、監査等委員及び監査等委員会の職務の補助を行う監査等委員会スタッフを1名配置し、総務業務と併せて担当させる。
 - ② 監査等委員会は、監査等委員会スタッフの人事異動について、事前に報告を受け、必要がある場合は、変更の申し入れを行うことができる。
 - ③ 監査等委員会スタッフを懲戒に処する場合は、事前に監査等委員会の承認を得るものとする。
 - ④ 当社は、内部監査部門をはじめとする各部門は、監査等委員及び監査等委員会の指示による監査等委員会スタッフの調査他依頼に関して協力することを周知徹底する。
- (2) 監査等委員及び監査等委員会に対する報告体制
当社の取締役（監査等委員である取締役を除く）、及び使用人並びに子会社の取締役、監査役、執行役員、業務執行社員、会社法第598条第1項の職務を行うべ

き者その他これらの者に相当する者及び使用人又はこれらの者から報告を受けた者から監査等委員会への報告に関する体制

(会社法施行規則第110条の4第1項第4号)

- ① 当社及び子会社の従業員を対象としたコンプライアンス・ヘルプラインへの通報内容は、コンプライアンス委員会において報告される。
 - ② 監査等委員及び監査等委員会は、職務遂行に必要なと判断したときは、いつでも取締役（監査等委員である取締役を除く）・使用人から必要な報告を受けることができる。
 - ③ 当社の役員及び従業員は、当社に著しい損害を及ぼすおそれのある事実その他事業運営上の重要事項を適時、適切な方法により監査等委員会に報告する。
 - ④ 内部監査部門は、監査の結果を適時、適切な方法により監査等委員会に報告する。
 - ⑤ グループ会社の監査役等が、監査結果等、監査等委員会が求める事項について報告するための体制を整備・運用する。
- (3) 監査等委員及び監査等委員会への報告者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

(会社法施行規則第110条の4第1項第5号)

- ① 監査等委員会への通報者に対し、当該報告を理由とした不利益が及ぶことを禁止し、その旨を当社グループの取締役及び使用人に周知徹底する。また、内部通報窓口への通報状況とその処理の状況を定期的に監査等委員会へ報告する。
- (4) 監査等委員の職務執行の費用の処理等に係る方針に関する事項

(会社法施行規則第110条の4第1項第6号)

- ① 監査等委員が、その職務の執行について生ずる費用の前払いまたは償還等の請求をした場合は、当該監査等委員及び監査等委員会の職務の執行に必要でないと認められた場合を除き、速やかに当該費用または、債務を処理する。
- (5) その他監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制

(会社法施行規則第110条の4第1項第7号)

- ① 取締役会の運営、議事録の作成・備え置きに関する事務、その他法令の解釈運用等に関する事務並びに取締役会資料の管理等に関する事務を、総務部が行い、監査等委員及び監査等委員会は、総務部へ要請すれば、いつでも必要情報を入手できる。

監査等委員及び監査等委員会が内部監査部門に職務の補助を要請したときは、これを応諾し、必要な協力を行う。

2. 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要は以下のとおりであります。

1. 「取締役の職務に関する体制」

- (1) 「取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制」につきましては、必要な情報は、各部署において社内規程に則り適切に保管・管理され、監査等委員が随時閲覧できる状態となっております。
- (2) 「取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制」につきましては、取締役会を14回開催し、経営方針、出店計画、経営計画の進捗状況及び月次・四半期業績の分析や評価など経営に関する重要事項について検討し、法令・定款等への適合性及び会社の業務の適正を確保する観点から審議致しました。
- (3) 社長以下取締役（監査等委員である社外取締役を除く）、執行役員によって構成される経営会議を24回開催し、取締役会上程前の事案や投資案件、重要な事案の進捗状況など、関係者により十分に議論し、審議致しました。
- (4) 取締役会の諮問機関である指名・報酬諮問委員会は、社内取締役2名と社外取締役2名で構成され、社外取締役が半数を占める構成となっており、また委員長は社外取締役が務めております。指名・報酬諮問委員会は9回開催し、取締役・執行役員の選解任及び報酬、後継者育成計画等について審議し取締役会に答申しております。

2. 「リスク管理体制」

- (1) 取締役会において、営業状況や資金繰り等が毎月報告されており、リスクを早期発見し、当該リスクに対応できる体制を整え、運用しております。
- (2) 内部統制の観点から実施した内部監査部門の監査結果は、年4回及び必要に応じて随時監査等委員会に報告され、併せて業務執行責任者である取締役への急報体制を整えております。
- (3) 社長以下社内委員と社外委員（専門家）で構成するコンプライアンス委員会は、年6回開催され、リスクマネジメント規定に則り、グループ全体を取り巻くリスクの情報の収集分析とリスクの未然防止に関する議論を行い、リスク軽減に向けた取り組みの策定及び軽減策の進捗状況のモニタリングを行っております。

3. 「コンプライアンス体制」

- (1) コンプライアンス体制の徹底、推進並びに法令等や行動規範に違反する行為に対応するコンプライアンス委員会を年6回開催し、法令や行動規範に違反した場合に、対応を検討・決定する体制を整えております。
- (2) 内部監査部門が本部・店舗における職務の遂行状況を監査し、業務執行責任者である取締役へ報告の上、改善命令・フォロー監査を実施しております。
- (3) 弁護士事務所及び総務部内にヘルプラインの受付を設置し、事案が発生した場合はコンプライアンス委員会へ報告され、適切な是正措置を図る体制を整えております。

4. 「企業集団のコーポレート・ガバナンス体制」

- (1) 当社は、当社の子会社に対しても「ミスターマックス行動規範」を適用し、その理念の共有を図っております。

- (2) 子会社の営業・財務状況等を日々確認できる体制を構築しており、取締役会において子会社の業務執行についての報告を受けております。
 - (3) 子会社の経営に係る一定の重要な事項については、当社の取締役会の承認を得ることとしております。
 - (4) 当社は、子会社のコーポレート部門の業務を支援する体制、及び子会社の取締役等が円滑に職務執行できる体制を整えております。
 - (5) 内部監査部門は、内部監査計画に則って、定期的に子会社の内部監査を実施しております。
5. 「監査等委員会の職務に関する体制」
- (1) 「監査等委員及び監査等委員会を補助する体制及びその独立性」につきましては、総務部内に監査等委員会スタッフを1名配置し、監査等委員及び監査等委員会の職務の補助を行っております。
 - (2) 「監査等委員及び監査等委員会に対する報告体制」につきましては、監査等委員が、取締役会・経営会議・コンプライアンス委員会の他、職務に必要と判断した会議へ出席できる体制を整えております。また、内部監査部門は、監査結果を年4回及び必要に応じて監査等委員会に報告しております。なお、グループ会社の監査役等が、監査等委員会へ監査結果等を報告する体制を整えております。
 - (3) 「監査等委員及び監査等委員会への報告者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制」につきましては、監査等委員会への通報者に対し、報告したことを理由とした不利益が及ぶことを禁止しており、当社グループ内で周知徹底を図っております。
 - (4) 「監査等委員の職務執行の費用の処理等に係る方針に関する事項」につきましては、往査に関する費用や書籍代など監査に必要な経費は、監査等委員及び監査等委員会の請求に基づき処理しております。
 - (5) 「その他監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制」につきましては、監査に必要な資料等を主に総務部が管理し、監査等委員及び監査等委員会の要請に基づき何時でも提出するとともに、内部監査部門他各部署も、監査等委員及び監査等委員会の要請に基づき監査等委員の監査業務に協力する体制を整えております。

6. 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は、会社の経営成績及び財政状態ならびに今後の見通し等を総合的に勘案しながら、配当性向30%を目途に配当を行う方針としております。親会社株主に帰属する当期純利益から減損損失などの一時的な損益（税金費用控除後）を控除した利益額を基準とした配当を行っております。

当社は、定款に取締役会決議による剰余金の配当等を可能とする規定を設けておりますが、第76期の期末配当は、株主の皆様のご意向を直接伺う機会を確保するため、株主総会の決議事項としております。

連結貸借対照表

(2025年2月28日現在)

(単位：百万円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
流 動 資 産	19,325	流 動 負 債	27,865
現金及び預金	1,754	支払手形及び買掛金	8,473
売 掛 金	3,474	電 子 記 録 債 務	7,589
商 品	12,787	1年内返済予定の長期借入金	5,462
貯 蔵 品	46	1年内償還予定の社債	586
そ の 他	1,263	リ ー ス 債 務	325
固 定 資 産	63,873	未 払 法 人 税 等	948
有 形 固 定 資 産	48,118	賞 与 引 当 金	788
建物及び構築物	13,562	そ の 他	3,691
工具、器具及び備品	1,756	固 定 負 債	19,275
土 地	30,115	社 債	1,906
リ ー ス 資 産	2,481	長 期 借 入 金	9,598
建 設 仮 勘 定	202	リ ー ス 債 務	2,015
無 形 固 定 資 産	1,506	退職給付に係る負債	886
リ ー ス 資 産	1	資 産 除 去 債 務	1,598
そ の 他	1,505	そ の 他	3,270
投資その他の資産	14,248	負 債 の 部 合 計	47,141
投資有価証券	572	純 資 産 の 部	
長 期 貸 付 金	1	株 主 資 本	35,707
繰 延 税 金 資 産	2,381	資 本 金	10,229
敷 金	3,978	資 本 剰 余 金	8,003
差 入 保 証 金	6,490	利 益 剰 余 金	20,038
そ の 他	856	自 己 株 式	△2,563
貸 倒 引 当 金	△31	その他の包括利益累計額	350
資 産 の 部 合 計	83,199	その他有価証券評価差額金	228
		繰 延 ヘ ッ ジ 損 益	0
		為 替 換 算 調 整 勘 定	4
		退職給付に係る調整累計額	118
		純 資 産 の 部 合 計	36,058
		負 債 ・ 純 資 産 の 部 合 計	83,199

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

連結損益計算書

(2024年3月1日から
2025年2月28日まで)

(単位：百万円)

科 目	金 額	
売上高		131,331
売上原価		102,571
売上総利益		28,759
不動産賃貸業収入		3,978
その他の営業収入		1,259
営業総利益		33,997
販売費及び一般管理費		30,174
営業利益		3,823
(営業外収益)		
受取利息	21	
受取配当金	18	
補助金収入	39	
テナント退店収益	5	
その他の	70	155
(営業外費用)		
社債払戻金	7	
支払利息	124	
為替差損	22	
その他の	42	196
経常利益		3,782
(特別損失)		
固定資産除却損	85	85
税金等調整前当期純利益		3,697
法人税、住民税及び事業税	1,432	
法人税等調整額	△212	1,219
当期純利益		2,477
親会社株主に帰属する当期純利益		2,477

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

連結株主資本等変動計算書

(2024年3月1日から
2025年2月28日まで)

(単位：百万円)

	株 主 資 本					自 己 株 式	株 主 資 本 計
	資 本 金	資 本 金	利 益 金	利 益 金	利 益 金		
当 期 首 残 高	10,229	7,992	18,159			△2,580	33,800
当 期 変 動 額							
剰 余 金 の 配 当				△598			△598
親 会 社 株 主 に 帰 属 す る 当 期 純 利 益				2,477			2,477
自 己 株 式 の 取 得						△1	△1
自 己 株 式 の 処 分		10				17	28
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)							
当 期 変 動 額 合 計	—	10	1,878			16	1,906
当 期 末 残 高	10,229	8,003	20,038			△2,563	35,707

	そ の 他 の 包 括 利 益 果 実 計 額					純 資 産 合 計
	その他有価証券評価差額金	繰延ヘッジ損益	為替換算調整勘定	退職給付に係る調整累計額	その他の包括利益累計額合計	
当 期 首 残 高	232	3	5	86	328	34,129
当 期 変 動 額						
剰 余 金 の 配 当						△598
親 会 社 株 主 に 帰 属 す る 当 期 純 利 益						2,477
自 己 株 式 の 取 得						△1
自 己 株 式 の 処 分						28
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	△4	△3	△1	31	22	22
当 期 変 動 額 合 計	△4	△3	△1	31	22	1,929
当 期 末 残 高	228	0	4	118	350	36,058

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

連結注記表

連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記等

1. 連結の範囲に関する事項
 - ・連結子会社の数 3社
 - ・主要な連結子会社の名称 株式会社ミスターマックス
株式会社ロジディア
2. 持分法の適用に関する事項
関連会社はありません。
3. 連結子会社の事業年度等に関する事項
 - (1) 主要な連結子会社の決算日は、連結決算日と一致しております。
 - (2) 海外子会社1社の決算日は12月31日であります。連結計算書類の作成にあたっては、同日現在の計算書類を使用しております。
4. 会計方針に関する事項
 - (1) 重要な資産の評価基準及び評価方法
 - ① その他有価証券
 - ・市場価格のない株式等以外のもの
時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）
 - ・市場価格のない株式等
移動平均法による原価法
 - ② 棚卸資産
 - ・商品
売価還元法による原価法（貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）
ただし、物流センター内の商品については移動平均法による原価法（貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）
 - ・貯蔵品
最終仕入原価法による原価法（貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）
 - (2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法
 - ① 有形固定資産（リース資産を除く）
建物及び構築物 定額法（ただし2016年3月31日以前に取得した構築物については定率法）
その他 定率法
なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。
建物及び構築物 3～50年
また、事業用定期借地権上の建物等については、借地契約期間に基づく耐用年数にて償却を行っております。
 - ② 無形固定資産（リース資産を除く）
自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法を採用しております。
 - ③ リース資産
リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。
なお、所有権移転外ファイナンス・リース取引のうち、リース取引開始日が2008年3月31日以前のリース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっております。
 - ④ 長期前払費用

賃借期間で均等償却を行っております。

(3) 重要な引当金の計上基準

① 賞与引当金

従業員に支給する賞与の引当額として支給見込額に基づき計上しております。

② 貸倒引当金

債権の貸倒による損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

(4) 退職給付に係る負債の計上基準

退職給付に係る負債は、従業員の退職給付に備えるため、当連結会計年度末における見込額に基づき計上しております。

① 退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当連結会計年度末までの期間に帰属させる方法については、期間定額基準によっております。

② 数理計算上の差異及び過去勤務費用の費用処理方法

過去勤務費用は、その発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数による定額法により費用処理しております。

数理計算上の差異は、各連結会計年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数による定額法により按分した額をそれぞれの発生の翌連結会計年度から費用処理しております。

③ 簡便法の採用

一部の連結子会社において、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しております。

(5) 重要な収益及び費用の計上基準

当社グループは、小売業を主な内容として事業展開しております。同事業における商品の引渡し時点において顧客が支配を獲得し、履行義務が充足されると判断していることから、当該時点で収益を認識しております。

また、商品販売のうち、当社及び連結子会社が代理人に該当すると判断したものについては、他の当事者が提供する商品と交換に受け取る額から当該他の当事者に支払う額を控除した純額を収益として認識しております。

なお、契約における対価は商品等に対する支配が顧客に移転した時点から概ね1ヶ月以内に回収しており、重要な金融要素は含んでおりません。

(6) その他連結計算書類作成のための重要な事項

① 外貨建の資産又は負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

なお、在外子会社等の資産及び負債は、連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、収益及び費用は期中平均相場により円貨換算し、換算差額は純資産の部における為替換算調整勘定に含めております。

② ヘッジ会計の方法

繰延ヘッジ処理によっております。なお、振当処理の要件を満たす為替予約については振当処理を、特例処理の要件を満たす金利スワップについては特例処理を採用しております。

③ デリバティブの評価基準及び評価方法

時価法によっております。

会計上の見積りに関する注記

固定資産の減損

- (1) 当連結会計年度連結計算書類に計上した金額
(単位：百万円)

	当連結会計年度
減損損失	—
有形固定資産	48,118
無形固定資産	1,506

- (2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

当社グループは、キャッシュ・フローを生み出す最小の単位として店舗またはショッピングセンターを基本単位として、また遊休資産については物件単位ごとにグルーピングを行っております。各資産グループの営業損益が継続してマイナスとなった場合や、時価の大幅な下落、店舗閉鎖の意思決定等により回収可能価額が著しく低下したと判断された場合は減損の兆候を認識しております。

減損の兆候に該当する資産グループについては、事業計画に基づいた将来キャッシュ・フローを見積り、割引前将来キャッシュ・フローの合計が資産グループの帳簿価額を下回る場合は帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失として特別損失に計上しております。

将来キャッシュ・フローの見積りにおける主要な仮定は、各資産グループの将来キャッシュ・フローの基礎となる売上成長率と荒利益率等であり、市場動向や過去の実績等を勘案して算定しております。

当該見積りについては、経済状況や当社グループを取り巻く市場環境の変化により主要な仮定へ影響を与える可能性があり、不確実性を伴うものであり、経済状況や当社グループを取り巻く市場環境の変化により主要な仮定が変化した場合には翌連結会計年度において減損損失の計上が必要となる可能性があります。

連結貸借対照表に関する注記

1. 有形固定資産の減価償却累計額		46,454百万円
2. 担保に供している資産	建物	3,821百万円
	土地	19,284百万円
	計	23,105百万円
担保付債務	1年内返済予定の長期借入金	2,725百万円
	長期借入金	8,539百万円
	計	11,265百万円

連結株主資本等変動計算書に関する注記

- | | | |
|-----------------------------|------|-------------|
| 1. 当連結会計年度末における発行済株式の種類及び総数 | 普通株式 | 39,611,134株 |
| 2. 当連結会計年度に行った剰余金の配当に関する事項 | | |

決 議	株 式 の 種 類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額(円)	基 準 日	効力発生日
2024年5月23日 定時株主総会	普 通 株 式	598	18.00	2024年2月29日	2024年5月24日

3. 当連結会計年度の末日後に行う剰余金の配当に関する事項

決 議	株 式 の 種 類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額(円)	基 準 日	効力発生日
2025年5月22日 定時株主総会	普 通 株 式	765	23.00	2025年2月28日	2025年5月23日

金融商品に関する注記

- ## 1. 金融商品の状況に関する事項

当社グループは、資金運用については、安全性、流動性及び収益性を考慮した運用を行っております。投資有価証券は、主として株式であり、定期的に時価の把握を行っております。

資金調達については、運転資金及び設備投資資金をその使途とし、銀行等金融機関からの借入または社債の発行を行っております。デリバティブ取引は、外貨建の営業債務に係る為替の変動リスクに対するヘッジを目的とした先物為替予約取引、借入金に係る支払金利の変動リスクに対するヘッジを目的とした金利スワップ取引であり、投機的な取引は行わない方針であります。

- ## 2. 金融商品の時価等に関する事項

2025年2月28日（当連結会計年度の連結決算日）における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、現金は注記を省略しており、預金、売掛金、支払手形及び買掛金、電子記録債務は短期間で決済されるため、時価が帳簿価額に近似することから、注記を省略しております。

(单位: 百万円)

	連結貸借対照表計上額	時 価	差 額
投資有価証券			
その他有価証券	572	572	－
差入保証金	6,490	5,899	△591
敷金	3,978	2,962	△1,015
資産計	11,041	9,434	△1,607
社債	2,492	2,472	△19
長期借入金	15,061	14,918	△143
リース債務	2,340	2,243	△97
負債計	19,894	19,634	△260
デリバティブ取引 ※	0	0	－

※デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しており、合計で正味の債務となる項目については△（マイナス）で表示しております。

3. 金融商品の時価の適切な区分ごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に係るインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

(1) 時価をもって連結貸借対照表計上額とする金融資産及び金融負債

区分	時価（百万円）			合計
	レベル1	レベル2	レベル3	
投資有価証券 その他有価証券 株式	572	—	—	572
デリバティブ取引 通貨関連	—	0	—	0
資産計	572	0	—	572

(2) 時価をもって連結貸借対照表計上額としない金融資産及び金融負債

区分	時価（百万円）			合計
	レベル1	レベル2	レベル3	
差入保証金	—	5,899	—	5,899
敷金	—	2,962	—	2,962
資産計	—	8,861	—	8,861
社債	—	2,472	—	2,472
長期借入金	—	14,918	—	14,918
リース債務	—	2,243	—	2,243
負債計	—	19,634	—	19,634

(注) 時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明

投資有価証券

時価について、上場株式は相場価格を用いて評価しております。上場株式は活発な市場で取引されているため、その時価をレベル1の時価に分類しております。

差入保証金

差入保証金の時価については、返還金の額を与信管理上の信用リスク区分ごとに、そのキャッシュ・フローを、適切な指標に信用スプレッドを上乗せした利率で割引いた現在価値により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

敷金

敷金の時価については、合理的に見積もった返還予定時期に基づき、そのキャッシュ・フローを、決算日時点の国債の利率で割り引いた現在価値により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

社債

- ① 社債には、1年内償還予定の社債を含めて表示しております。
- ② 時価については、社債の合計額を、同様の新規社債発行を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

長期借入金

- ① 長期借入金には、1年内返済予定の長期借入金を含めて表示しております。
- ② 時価については、元利金の合計額を、同様の新規借入を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

リース債務

- ① リース債務には、1年内返済予定のリース債務を含めて表示しております。
- ② 時価については、リース料の合計額を、同様の新規リースを行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

デリバティブ取引

時価については、取引金融機関から提示された価格等に基づき算定しており、レベル2の時価に分類しております。

賃貸等不動産に関する注記

1. 賃貸等不動産の状況に関する事項

当社グループは、東京都、福岡県及びその他の地域において、賃貸商業施設を有しております。

2025年2月期における当該賃貸等不動産に関する賃貸損益は、965百万円（賃貸収益は不動産賃貸収入に、主な賃貸費用は販売費及び一般管理費に計上）であります。

2. 賃貸等不動産の時価に関する事項

当該賃貸等不動産の連結貸借対照表計上額、当連結会計年度増減額及び時価は次のとおりであります。

連結貸借対照表計上額（百万円）			当連結会計年度末の時価 （百万円）
当連結会計年度首残高	当連結会計年度増減額	当連結会計年度末残高	
9,308	△493	8,814	6,860

（注）1. 連結貸借対照表計上額は、取得原価から減価償却累計額及び減損損失累計額を控除した金額であります。

2. 当連結会計年度増減額のうち、主な減少額は減価償却費であります。

3. 当連結会計年度末の時価は、鑑定評価額等を基に合理的に調整した価額であります。

収益認識に関する注記

1. 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

当社グループは小売業を主な内容として事業展開しております。顧客との契約に基づき分解した収益は、以下のとおりであります。なお、当社グループは単一セグメントであります。

地域	営業収益（百万円）
九州地区	82,530
中国地区	15,399
関東地区	33,071
その他	1,590
顧客との契約から生じる収益	132,591
その他の収益	3,978
外部顧客への営業収益	136,569

(注) 1. 「その他」はインターネット販売等の売上高です。

2. 「その他の収益」は不動産賃貸収入です。

2. 顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

収益を理解するための基礎となる情報は、「連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記等 4. 会計方針に関する事項 (5) 重要な収益及び費用の計上基準」に記載のとおりであります。

3. 当連結会計年度及び翌連結会計年度以降の収益の金額を理解するための情報

当社グループにおいては、当初に予想される契約期間が1年を超える重要な取引がないため、残存履行義務に関する情報の記載を省略しております。

1 株当たり情報に関する注記

- | | |
|---------------|-----------|
| 1. 1株当たり純資産額 | 1,083円21銭 |
| 2. 1株当たり当期純利益 | 74円45銭 |

貸 借 対 照 表

(2025年2月28日現在)

(単位：百万円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
流 動 資 産	2,598	流 動 負 債	15,045
現 金 及 び 預 金	648	電 子 記 録 債 務	5
貯 蔵 品	11	短 期 借 入 金	4,800
前 払 費 用	597	1年内返済予定の長期借入金	5,462
未 収 入 金	1,043	1年内償還予定の社債	586
そ の 他	296	リ ー ス 債 務	325
固 定 資 産	61,201	未 払 金	1,346
有 形 固 定 資 産	47,101	未 払 費 用	13
建 物	12,670	未 払 法 人 税 等	343
構 築 物	899	預 り 金	1,777
工具、器具及び備品	732	契 約 負 債	221
土 地	30,115	賞 与 引 当 金	95
リ ー ス 資 産	2,481	そ の 他	67
建 設 仮 勘 定	201	固 定 負 債	19,421
無 形 固 定 資 産	759	社 債	1,906
ソ フ ト ウ ェ ア	612	長 期 借 入 金	9,598
電 話 加 入 権	25	リ ー ス 債 務	2,015
リ ー ス 資 産	1	退 職 給 付 引 当 金	1,032
そ の 他	120	長 期 預 り 敷 金	2,756
投 資 そ の 他 の 資 産	13,340	長 期 預 り 保 証 金	294
投 資 有 価 証 券	572	資 産 除 去 債 務	1,598
関 係 会 社 株 式	29	そ の 他	219
出 資 金	0	負 債 の 部 合 計	34,466
長 期 貸 付 金	1	純 資 産 の 部	
長 期 前 払 費 用	454	株 主 資 本	29,104
繰 延 税 金 資 産	1,449	資 本 金	10,229
敷 金	3,972	資 本 剰 余 金	8,003
差 入 保 証 金	6,490	資 本 準 備 金	7,974
そ の 他	376	そ の 他 資 本 剰 余 金	28
貸 倒 引 当 金	△6	利 益 剰 余 金	13,434
資 産 の 部 合 計	63,799	そ の 他 利 益 剰 余 金	13,434
		圧 縮 記 帳 積 立 金	8
		別 途 積 立 金	2,120
		繰 越 利 益 剰 余 金	11,306
		自 己 株 式	△2,563
		評 価 ・ 換 算 差 額 等	228
		そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	228
		純 資 産 の 部 合 計	29,332
		負 債 ・ 純 資 産 の 部 合 計	63,799

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

損 益 計 算 書

(2024年3月1日から)
(2025年2月28日まで)

(単位：百万円)

科 目	金 額	
営 業 収 益		
不 動 産 賃 貸 収 入		10,468
経 営 指 導 料		2,294
そ の 他 の 営 業 収 入		520
営 業 収 入 合 計		13,283
営 業 費 用		11,042
営 業 業 利 益		2,240
(営 業 外 収 益)		
受 取 利 息	20	
受 取 配 当 金	18	
受 取 保 険 金	12	
補 助 金 収 入	39	
テ ナ ン ト 退 店 収 益	5	
そ の 他	25	121
(営 業 外 費 用)		
社 債 利 息	7	
支 払 利 息	133	
そ の 他	37	179
経 常 利 益		2,183
(特 別 損 失)		
固 定 資 産 除 却 損	81	
関 係 会 社 株 式 評 価 損	2	83
税 引 前 当 期 純 利 益		2,099
法 人 税 、 住 民 税 及 び 事 業 税	681	
法 人 税 等 調 整 額	△49	631
当 期 純 利 益		1,467

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

株主資本等変動計算書

(2024年3月1日から
2025年2月28日まで)

(単位：百万円)

	株 主 資 本									
	資本金	資 本 剰 余 金			利 益 剰 余 金				自己株式	株主資本合計
		資 本 準備金	そ の 他 資 本 剰 余 金	資 本 剰 余 金 合 計	そ の 他 利 益 剰 余 金			利 益 剰 余 金 合 計		
					圧縮記帳 積立金	別 途 積立金	繰越利益 剰余金			
当 期 首 残 高	10,229	7,974	18	7,992	11	2,120	10,434	12,565	△2,580	28,207
当 期 変 動 額										
剰 余 金 の 配 当							△598	△598		△598
圧縮記帳積立金の取崩					△2		2	－		－
当 期 純 利 益							1,467	1,467		1,467
自 己 株 式 の 取 得									△1	△1
自 己 株 式 の 処 分			10	10					17	28
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)										
当 期 変 動 額 合 計	－	－	10	10	△2	－	872	869	16	897
当 期 末 残 高	10,229	7,974	28	8,003	8	2,120	11,306	13,434	△2,563	29,104

	評 価 ・ 換 算 差 額 等		純 資 産 合 計
	そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	評 価 ・ 換 算 差 額 等 合 計	
当 期 首 残 高	232	232	28,440
当 期 変 動 額			
剰 余 金 の 配 当			△598
圧 縮 記 帳 積 立 金 の 取 崩			－
当 期 純 利 益			1,467
自 己 株 式 の 取 得			△1
自 己 株 式 の 処 分			28
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	△4	△4	△4
当 期 変 動 額 合 計	△4	△4	892
当 期 末 残 高	228	228	29,332

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

個別注記表

重要な会計方針に係る事項に関する注記

1. 資産の評価基準及び評価方法

- (1) 貯蔵品 最終仕入原価法による原価法（貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）
- (2) 子会社株式 移動平均法による原価法
- (3) その他有価証券
 - ・市場価格のない株式等以外のもの
時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）
 - ・市場価格のない株式等
移動平均法による原価法

2. 固定資産の減価償却の方法

- (1) 有形固定資産（リース資産を除く）
 - ・建物・構築物 定額法（ただし2016年3月31日以前に取得した構築物については定率法）
 - ・その他 定率法なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。
建物・構築物 3～50年
また、事業用定期借地権上の建物等については、借地契約期間に基づく耐用年数にて償却を行っております。
- (2) 無形固定資産（リース資産を除く）
自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法を採用しております。
- (3) リース資産
リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。
なお、所有権移転外ファイナンス・リース取引のうち、リース取引開始日が2008年3月31日以前のリース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっております。
- (4) 長期前払費用
賃借期間で均等償却を行っております。

3. 引当金の計上基準

- (1) 賞与引当金
従業員に支給する賞与の引当額として支給見込額に基づき計上しております。
- (2) 貸倒引当金
債権の貸倒による損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。
- (3) 退職給付引当金
退職給付引当金は、従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における見込額に基づき計算しております。
 - ① 退職給付見込額の期間帰属方法
退職給付引当金の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については、期間定額基準によっております。

② 数理計算上の差異及び過去勤務費用の費用処理方法

過去勤務費用は、その発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数による定額法により費用処理しております。

数理計算上の差異は、各事業年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数による定額法により按分した額をそれぞれの発生翌事業年度から費用処理しております。

4. 重要な収益及び費用の計上基準

当社の収益は、主に子会社からの経営指導料、不動産賃貸収入であります。

経営指導料においては、子会社との契約に基づく受託業務であり、業務が実施された時点で当社の履行義務が充足されることから、当該時点で収益を認識しております。

不動産賃貸収入においては、主に当社が所有する不動産を子会社及び入居テナントへ賃貸を行っているものであり、不動産賃貸借契約期間の経過に応じて収益を認識しております。

5. その他計算書類作成のための基本となる重要な事項

(1) ヘッジ会計の方法

金利スワップ取引については特例処理の要件を満たしているため、特例処理を採用しております。

(2) 退職給付に係る会計処理

退職給付に係る未認識数理計算上の差異及び未認識過去勤務費用の未処理額の会計処理の方法は、連結計算書類におけるこれらの会計処理の方法と異なっております。

貸借対照表に関する注記

1. 有形固定資産の減価償却累計額		41,061百万円
2. 担保に供している資産	建物	3,799百万円
	土地	19,284百万円
	計	23,084百万円
担保付債務	1年内返済予定の長期借入金	2,725百万円
	長期借入金	8,539百万円
	計	11,265百万円
3. 関係会社に対する金銭債権・債務		
金銭債権	979百万円	
金銭債務	6,222百万円	

損益計算書に関する注記

関係会社との取引高	
不動産賃貸収入	6,496百万円
経営指導料	2,294百万円
営業費用	175百万円
営業取引以外の取引	9百万円

株主資本等変動計算書に関する注記

当事業年度末における自己株式の種類及び総数

普通株式

6,322,620株

税効果会計に関する注記

繰延税金資産発生の主な原因は、減価償却限度超過額、減損損失、賞与引当金等であり、繰延税金負債の発生の主な原因は、差入保証金、資産除去債務等であります。

リースにより使用する固定資産に関する注記

貸借対照表に計上した固定資産のほか、リース取引開始日が2008年3月31日以前の建物・構築物及び器具備品の一部については、所有権移転外ファイナンス・リース契約により使用しております。

関連当事者との取引に関する注記

1. 役員及び個人主要株主等

属 性	会社等の名称又は氏名	住所	資本金又は出資金 (百万円)	事業内容又は職業	議決権等の所有 (被所有)割合(%)	関係内容		取引の内容	取引金額 (百万円)	科目	期末残高 (百万円)
						役員の兼任等	事業上の関係				
役員及びその近親者が議決権の過半数を所有している会社	マイティ・インコーポレーション(有) (注)2	福岡県福岡市	40	損害保険の代理業務等	—	—	損害保険取引	保険料の支払 (注)3	264	前払費用	156

(注) 1. 上記の金額のうち、取引金額には消費税等を含めておりません。期末残高には消費税等を含めております。

2. マイティ・インコーポレーション(有)は、役員の近親者が100%直接所有しております。

3. マイティ・インコーポレーション(有)は、損害保険代理業を営んでおり、取引金額は当社がマイティ・インコーポレーション(有)を通じて損害保険会社に支払った保険料であります。また保険料については通常取引の保険料率に基づき決定しております。

2. 子会社及び関連会社等

属 性	会社等の名称又は氏名	住所	資本金又は出資金 (百万円)	事業の内容及職業	議決権等の所有 (被所有)割合(%)	関係内容		取引の内容	取引金額 (百万円)	科目	期末残高 (百万円)
						役員の兼任等	事業上の関係				
子 会 社	㈱ミスターマックス	福岡県福岡市	10	小 売 業	(所有)直接 100.0	役員 1名	店舗等 賃貸及び経営指導	経費等の立替 (注)2 (注)3	554	未収入金	974
								売上金等の預り (注)2 (注)4	1,844	未払金	17
								資金の借入 (注)2 (注)5	3,262	短期借入金	4,800
								不動産の賃貸 (注)6	6,494	—	—
								経営指導の受託 (注)7	2,248	—	—

(注) 1. 上記の金額のうち、取引金額には消費税等を含めておりません。期末残高には消費税等を含めております。

2. 取引金額は期中平均残高を記載しております。
3. 経費等支払の一時的な立替を行っております。
4. 売上金等の集金業務を受託しております。
5. 資金の借入は、契約に基づき、市場金利を勘案して決定しております。
6. 不動産賃貸料は、市場価格を勘案しつつ、協議の上で決定しております。
7. 経営指導料は、経営指導契約に基づき、協議の上で決定しております。

収益認識に関する注記

顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報は、個別注記表「重要な会計方針に係る事項に関する注記 4. 重要な収益及び費用の計上基準」に記載のとおりであります。

1株当たり情報に関する注記

1. 1株当たり純資産額 881円17銭
2. 1株当たり当期純利益 44円11銭

連結計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2025年4月16日

株式会社 ミスターマックス・ホールディングス
取締役会 御中

EY 新日本有限責任監査法人
福岡事務所

指定有限責任社員 公認会計士 金子 一 昭
業務執行社員
指定有限責任社員 公認会計士 廣 住 成 洋
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社ミスターマックス・ホールディングスの2024年3月1日から2025年2月28日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社ミスターマックス・ホールディングス及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが

含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見表明の基礎となる、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手するために、連結計算書類の監査を計画し実施する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指揮、監督及び査閲に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2025年4月16日

株式会社 ミスターマックス・ホールディングス
取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人
福岡事務所

指定有限責任社員 公認会計士 金子 一 昭
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 廣 住 成 洋
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社ミスターマックス・ホールディングスの2024年3月1日から2025年2月28日までの第76期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含ま

れる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査等委員会の監査報告

監 査 報 告 書

当監査等委員会は、２０２４年３月１日から２０２５年２月２８日までの第７６期事業年度における取締役の職務の執行について監査いたしました。その方法及び結果について以下のとおり報告いたします。

１．監査の方法及びその内容

監査等委員会は、会社法第３９９条の１３第１項第１号ロ及びハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、下記の方法で監査を実施しました。

- ① 監査等委員会が定めた監査等委員会監査等基準に準拠し、監査の方針、監査計画、職務の分担等に従い、会社の内部監査部門と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行に関する事項の報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査しました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受け、または直接赴いて調査をいたしました。
- ② 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第１３１条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、連結計算書類並びに計算書類及びその附属明細書について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実はありません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 連結計算書類並びに計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人EY新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2025年4月17日

株式会社 ミスターマックス・ホールディングス 監査等委員会

常勤監査等委員	宮	崎	隆	印
監査等委員	家	永	由佳里	印
監査等委員	西	村	豊	印
監査等委員	岡	部	麻子	印

(注) 監査等委員 家永由佳里、監査等委員 西村豊、監査等委員 岡部麻子は会社法第2条第15号及び第331条第6項に規定する社外取締役であります。

以 上

株主総会参考書類

議案及び参考事項

第1号議案 剰余金の処分の件

剰余金の処分につきましては、以下のとおりといたしたいと存じます。

期末配当に関する事項

当社は株主の皆様に対する利益還元を重要な経営課題と位置づけ、業績に応じた配当を継続して行うことを基本といたしております。

第76期の期末配当につきましては、当期の業績並びに今後の事業展開を勘案いたしまして、以下のとおりといたしたいと存じます。

(1) 配当財産の種類

金銭といたします。

(2) 配当財産の割当に関する事項及びその総額

当社普通株式1株につき金23円といたしたいと存じます。

なお、この場合の配当総額は、765,635,822円となります。

(3) 剰余金の配当が効力を生じる日

2025年5月23日といたしたいと存じます。

第2号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）2名選任の件

本総会の終結の時をもって取締役（監査等委員である取締役を除く。以下、本議案において同じ。）2名が任期満了となります。つきましては、取締役2名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案について、監査等委員会は取締役の選任手続きは適切であり、各候補者の職務執行状況・経験・能力等を評価し、当社の取締役として適任と判断いたします。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者 番 号	氏 名 (生 年 月 日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社 株 式 の 数
1	ひらの よしあき 平 野 能 章 (1958年7月15日生)	1986年9月 当社入社 1987年4月 ノムラ・セキュリティーズ・インターナショナルInc.へ出向 1989年4月 当社営業企画部長 1989年11月 当社取締役営業企画部長 1990年11月 当社常務取締役 1991年11月 当社専務取締役 1992年7月 当社代表取締役副社長 1995年6月 当社代表取締役社長（現在に至る） 2008年4月 当社最高経営責任者兼最高執行責任者（現在に至る） 2017年9月 ㈱ミスターマックス代表取締役社長	25,005株
	取締役候補者 とした理由	経営者としての豊富な経験と幅広い見識を有し、当社の企業価値向上に努めてまいりました。今後も当社のさまざまな部門に精通する豊富な知識と経験を活かし、経営陣への的確な指示や指導に努め、企業価値向上と持続的成長に尽力することを期待し、引き続き取締役として選任をお願いするものです。	

候補者 番 号	氏 名 (生 年 月 日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社 株 式 の 数
2	お だ やす の り 小 田 康 徳 (1955年3月26日生)	1977年4月 当社入社 1994年7月 当社開発部長 1995年6月 当社取締役開発部長 1996年4月 当社取締役SC開発部長 2003年6月 当社常務取締役開発本部長 2008年4月 当社取締役常務執行役員開発本部長 2009年6月 当社取締役執行役員開発本部長 2011年6月 当社取締役執行役員管理本部長 2015年4月 当社取締役執行役員管理本部長兼財務部長 2015年6月 当社取締役執行役員管理本部長 2017年9月 当社取締役執行役員管理部門管掌 2022年3月 当社取締役執行役員（現在に至る） 2022年11月 株式会社ロジディア取締役	118,500株
	取締役候補者 とした理由	営業・開発・管理部門などで経験を積み、当社の取締役 として長年にわたり経営に携わり、当社の企業価値の向 上に努めてまいりました。今後もその幅広い知識と経験 を活かし、経営手腕が発揮されることを期待し、引き続 き取締役として選任をお願いするものです。	

- (注) 1. 各候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
2. 当社は、取締役を被保険者として、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しており、被保険者がその職務の執行に関し責任を負うこと、又は当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害を当該保険により填補することとしております。各候補者が取締役に選任された場合、当該役員等賠償責任保険契約の被保険者となる予定です。
3. 所有する当社株式の数につきまして、直接保有とは別に役員持株会において、平野能章氏：90株、小田康徳氏：239株を持分として所有しております。

以上

＜インターネット等による議決権行使のご案内＞

インターネットにより議決権を行使される場合は、次の事項をご確認のうえ、行使していただきますよう、お願い申し上げます。

当日ご出席の場合は、インターネット又は書面（議決権行使書）による議決権行使のお手続きは、いずれも不要です。

1. 議決権行使サイトについて

- (1) インターネットによる議決権行使は、パソコン、スマートフォンから、議決権行使サイト (<https://evote.tr.mufig.jp/>) にアクセスしていただくことによって実施可能です（午前2時30分から午前4時30分を除く）。
- (2) インターネットのご利用環境、ご加入のサービスやご使用の機種によっては、議決権行使サイトがご利用できない場合もあります。
- (3) インターネットによる議決権行使は、**2025年5月21日（水曜日）午後6時まで**受け付けいたしますが、お早めに行使していただき、ご不明な点等がありましたら下記ヘルプデスクへお問い合わせください。

2. インターネットによる議決権行使方法について

- (1) 議決権行使サイト (<https://evote.tr.mufig.jp/>) において、議決権行使書用紙に記載された「ログインID」及び「仮パスワード」をご利用いただき、画面の案内にしたがって賛否をご入力ください。
- (2) スマートフォンにより、議決権行使書用紙に記載された「ログイン用QRコード」を読み取ることで、議決権行使サイトに自動的に接続し、議決権行使を行うことが可能です。（「ログインID」及び「仮パスワード」の入力は不要です。）
※「QRコード」は株式会社デンソーウェーブの登録商標です。

3. 議決権行使サイトへのアクセスに際して発生する費用について

パソコン、スマートフォンによる議決権行使サイトへのアクセスに際して発生するインターネット接続料、通信料等は、株主様のご負担となります。

■システム等に関するお問い合わせ

三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部（ヘルプデスク）
0120-173-027（午前9時～午後9時、通話料無料）

【機関投資家の皆様へ】本総会につき、議決権行使の方法として、株式会社ICJの運営する「議決権電子行使プラットフォーム」から電磁的方法による議決権行使を行っていただくことも可能です。

メ モ

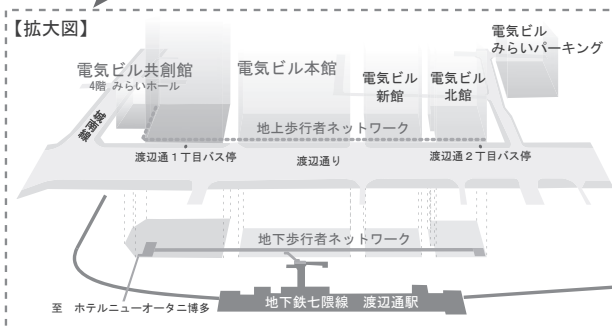
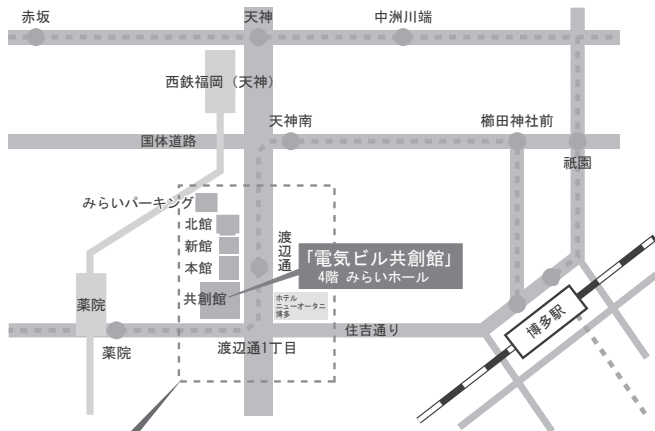
Handwriting practice lines consisting of 12 sets of horizontal dashed lines.

メ モ

Handwriting practice lines consisting of 12 sets of horizontal dashed lines.

株主総会会場ご案内図

会場：福岡県福岡市中央区渡辺通二丁目 1 番82号
電気ビル共創館 4階 みらいホール
TEL:0120-222-084



◎交通のご案内

- バス：J R博多駅バス停Aより乗車→渡辺通1丁目降車すぐ
天神大丸前バス停4より乗車→渡辺通1丁目降車すぐ
- 電車：西鉄薬院駅より徒歩7分
- 地下鉄：七隈線 渡辺通駅

駐車場の用意はいたしていませんので、お車でのご来場はご遠慮ください
ますようお願いいたします。